

総合資源エネルギー調査会総合部会 第8回電気料金審査専門委員会

日時 平成24年6月28日（木）14：29～16：42

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第8回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙中のところ、委員各位におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、前回に続きまして、矢野さん、長谷川課長もご出席いただきましてありがとうございます。本日消費者団体の方々からの意見聴取ということで、9つの団体の方にご出席いただいております。お忙しいところまことにありがとうございます。また、東京電力からは今回は内藤取締役代行執行役員副社長にご出席いただいております。よろしく申し上げます。

では、以後、安念委員長に進行をお願い申し上げます。

2. 消費者庁からの説明

○安念委員長

どうもありがとうございました。それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日の前半の議題といたしまして、6月27日付けで消費者庁のチェックポイント検討チームにおきまして、チェックポイント詳細版が取りまとめられたと伺っております。そこで消費者庁よりご説明をいただきたいと思っております。

長谷川課長、どうぞよろしく願いいたします。

○長谷川課長

消費者庁の長谷川でございます。公共料金を担当しております。座って説明させていただきます。それでは、早速でございますが、お手元に資料3をご用意させていただきましたのでご覧いただきたいと思っております。

チェックポイント、詳細版ということで、今回、東京電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント検討チームというものを設置いたしまして、上智大学の古城先生を座長といたしまして検討をいたしました。座長より私のほうから説明するよというご指示がございましたので、僭越ながら私のほうから説明させていただこうと思っております。

こちらの審査専門委員会のほうでは、審査要領に基づき、あるいはほかのスキームに基づきまして、ロジカルな形で原価の妥当性についてご審議いただいていると思いますが、そういう点からいたしますと、今回私どものほうでまとめさせていただきましたものについてはややパッチワーク的な印象を持たれるかもしれませんが、やはり私どもの視点といたしましては、地域独占の東京電力から電力を購入しております消費者の視線、特に選択の余地がない消費者の目線というものから私どもやはり重要な観点として取りまとめております。また、東京電力に公的資金が投入されるという特別な事情を踏まえた対応という点も踏まえて、今回取りまとめております。

まず、やや全体を見ていただきますと原価に算入されていない項目、中長期的な課題も踏まえて今回取りまとめたということですが、1つ目の人件費につきましては、給与、賞与をご覧いただきますと、東京電力のほうからの申請内容といたしまして、給与、賞与については、管理職25%減、それから一般職は20%減となっておりますが、ここについて他の公的資金投入企業事例も踏まえて、少なくとも30%程度を削減している。そうしたものを私どもの検証の一つの参照基準としてはどうかということですが、

具体的には、アといたしまして正社員の給与、賞与を少なくとも30%程度削減しているか。イといたしまして、役員報酬の削減率が少なくとも60%以上となっているか。また、2ページ目にご覧いただきますと、ウ、エといたしまして、ここは基本的には理由、あるいは内訳の関係でございますが、手当の割増についての理由、それから時間外手当についての内訳の内容、そうしたものについて基準を説明していただきたいということですが、

また、②といたしまして、その他基準外賃金等を含めて可能な限りの施策を行っているか。次に、人員削減でございますが、人員削減について、外部委託の活用等の努力も含めて一般管理部門や販売部門、正社員を中心に思い切った削減を行っているか。これをチェックポイントとしております。

続きまして、厚生費でございますが、これは申請内容といたしまして、60%ということに低下させているわけですが、この法定厚生費については、事業者健康保険料の事業主負担ということで、法定の50%に削減しているかということを中心としております。また、5といたしまして、食堂費用といったものについて、過疎地等不便な地域にある支店分以外は削減しているか。カフェテリアについては、余暇・レジャー等の支出は廃止されているか。雑口でございますが、これは原則廃止されているか。いろいろな奨励金があるわけですが、それについて廃止されているかという点をチェックポイントとしております。

8として、これは全体的な話といたしまして、厚生費は真に必要な項目のみ必要最低限の額が計上されているかという点。

続きまして、調達費でございますが、9ですが、今は目標といたしまして30%になっておりますが、ここはやはり原則競争入札という観点から少なくとも60%というものを一つの基準としているというところでございます。

また、契約額についても15%程度削減しているか。10でございますが、随意契約については少なくとも10%程度削減しているかという点をチェックポイントとしております。それから、以下対外的な公表内容についての基準内容となっております。

それから、3ページ目をご覧くださいますが、これは既にご議論、あるいは示されているところも重なる部分もあろうかと思えます。14番でございますが、広告宣伝費、それから交際費の大幅削減。それから、幹部の送迎用車用の廃止を行った。そういう点もチェックしていきたいと思っております。また、個室待遇についてもこれについてもチェックしていくということでございます。また、こうした対応を行わない場合においては、その理由を明解かつ合理的な説明をしているか。15といたしまして、電力中央研究所の分担金についても必要なものに限られているか。16、17については子会社、関連会社の関係で、それぞれの基準を示しております。

それから、また18につきましては、フォワードルッキング的ではあるんですが、今後期待される費用削減額を何とか参入の原価の一層の削減にあらかじめ充てられないかと、そういうようなところもポイントとして入れております。

それから、事業報酬につきまして、こちらでもいろいろとご議論があると思えますが、市場リスクの変化している状況、このベータ値の関係について、震災後の需要環境の変化や公的資金投入等の事情を踏まえて、今の電力事業全体を見てということだと思えますが、そうしたものを踏まえて事業報酬率が適正なものであるか。それから、その用途に関する計画は妥当なものであるかということで、事後的に事業報酬については、利益という形で出てきたり、そういうものが出てきているわけですが、それについての計画といったものが妥当かどうかというものをチェックしてまいりたいと思っております。

それから、次の安定化維持、賠償業務対応費用、減価償却費については、福島原発の関係でございますが、これについてやはり原価に含めることについては、明解かつ合理的な説明がなされているか。また、減価償却費については、対象となる資産の範囲、種別が合理的になっているかという点を基準としてまいりたいと思えます。

それから、燃料費・購入電力量につきましては、原発が今止まっているということで、火力発電所の稼働増というものがあるわけですが、それに対して今燃料費が上がっているということになっておりますが、そうした中でも電源構成の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。それから、23といたしましては、燃料費の低廉化について、必要な取組方針、それ

から必要な情報が説明されるか。ここに関しましてもややフォワードルッキング的に燃料費削減期待額を盛り込んで、あらかじめ燃料費を削減できる。そうしたところも大きくしたいなと思っております。それから、あと24といたしまして、ここも問題になっているかと思いますが、原子力発電所からの購入電力量について、費用、細目ごとの増減額を含む明解な説明が行われたか等をチェックポイントとしております。

4ページをご覧くださいと思います。規制部門と自由化部門についてでございます。この部分はなかなか理解しづらいところがございます。原価の部門間の配分ということで、総括原価から個別原価配分、そして契約種別ごとに料金率を決定していくというプロセスがあるわけですが、そこについて両部門を比較した妥当性が検証でき、定量的で平易な説明を行っているか。また、発電送電設備費用はピーク需要量費でコスト配賦がなされているということですが、そのピーク需要量の推定は適切かという点をチェックポイントとさせていただきます。また、両部門の損益の状況の公表の話、それからバランスの話、それから継続的なチェックの話、適正性を継続的に確保されるための取組といったところを掲げております。

それから、新料金体系への移行ということで、仮に料金が認可されたり、新料金体系になった場合に、いろいろとプランが出ているわけですが、ここに対する消費者の情報提供というものが非常に重要と思われま。各消費者が試算できるように工夫しているか。それから、各消費者が使用実績をもとにした各プランの値上げ幅を通知しているか。30といたしまして、消費者の生活スタイルに配慮したピークシフトプラン、これは結局消費者が無理のない日常生活においてこういうものが適用されているかどうか、そうした時間帯の設定がなされているかということ等を基準としております。31としましては、高齢者等を含めて、対象となる消費者に応じた適切な方法で事前周知を徹底しているか。32としましては、これは仮に料金認可が認可された場合、消費者からの問い合わせ、苦情に対して丁寧な説明と消費者対応に万全を期しているか。

資産売却に対しては、子会社を含めた形で積極的に行っているか。34として、付帯事業について、廃止を含め、必要な見直しを行っているか。

適切な審査等に関しましては、情報公開、あるいは決定プロセスに関係することでございます。基本的に36といたしまして、公聴会が終了後、審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことにしているか。例えば、公表を計画しているか。改定された場合、その実施時期については、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものになっているか。38といたしまして、今後、財・サービスの購入費の値下がり等によりまして、仮に利益が生じた場合、人件費や内部留保に充てずに返すべき負担金に充当することになっているか。

5ページ目でございますが、これは中長期的な課題ということで、総括原価方式についてもい

ろいろと議論がございます。それから、自由化・発送電分離の検討等、いわば市場がコンテストブルなものになっていくかどうかという点が、やはり今後の料金の動きに対して重要な観点でございます。そうした電力システム改革、それから技術革新等において、中長期的な選択肢の拡大や料金引き下げの展望を示すことが大切ではないかと思われまます。電力料金については、趨勢的に下がってきたわけですが、やはり家計にとっては最もシェアの高い公共料金でございます。その負担というものは非常に大きいものでございますので、この点にもやはり基準として示させていただきました。燃料調整制度について、やはり制度の評価見直しを行う必要がある。最後でございますが、41として制度改革や料金のあり方等の決定における消費者の参加をさらに促進できるよう検討する必要があるのではないかとということ。

このように41の項目を前回、13項目ということで資料としてお出しさせていただきましたけれども、さらに詳細版という形で検討チームのほうでまとめていただいたということでございます。以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの消費者庁さんからのご説明に対しまして、ご質問やコメントのおありになる方はどうぞご発言ください。

私の権限限りで、お答えできることはお答えしておきますが、先ほど査定方針案については公表するつもりかというチェックポイントがございましたが、そういうつもりでございます。もちろん公表いたします。

ほかに何かご発言をいただくことはございませんでしょうか。

また後で戻っていただいてもいいことにいたしまして、次に進めさせていただきます。

3. 「国民の声」について

○安念委員長

本日のメインの議題でございますが、消費者団体の皆様からの意見を拝聴したいと思います。消費者団体からの意見聴取につきましては、さる6月7日及び9日に開催された公聴会におきまして、消費者が意見を述べる機会をさらに設けるべきであるとか、審査専門委員会の委員が直接意見を聞くべきであるといったご意見がありましたので、本審査委員会においても直接消費者団体の方々のご意見を伺う場を設けることといたしまして、そのことを第5回の審査委員会で私からご提案を申し上げましたところ、委員の皆様のご賛同をいただいたものです。

その後、13日から25日の間に公募を行いますとともに、阿南、矢野、長谷川の各オブザーバーにもお願いいたしまして、結果、9団体のご参加をいただいたところでございます。オブザーバ

一のご協力に対してまず厚く御礼を申し上げます。

消費者団体の方々からご意見を伺います前に、まず事務局より国民の声の受付状況について説明いただきたいと思えます。

○片岡電力市場整備課長

資料4をご覧ください。東京電力株式会社による電気料金の値上げ申請に関する国民の声の状況についてという紙でございます。ご案内にありましたとおり、経産省では申請のあった約款の変更につきまして、5月11日から国民の声の募集を行ってございます。第1期の募集期間が5月11日から6月9日まで。今回、消費者の方々のご意見をお聞きする機会を設けるということと合わせて、6月12日から6月29日まで募集をしてございます。方法はここに書いてあるとおりでございます。

集計の都合上、6月22日先週末までに寄せられたもの、これは件数全体で1,962件ございました。その1,962件についてご紹介いたします。ちなみに現時点と言いますか、昨日の夜、確認したところでは2,132件になってございます。明日までですので、多少これからまだ増えるということで、また整理したいと思っております。

主な意見でございますけれども、カッコ内、件数も書いてございます。当然、1つの意見の中で2つ以上おっしゃっている方もいらっしゃいますので、そういう意味では、足しあげると大変な数になりますけれども、多いものを中心にここにピックアップしております。人件費に関するご意見、非常にたくさんいただいております、ほぼ意見をいただく方の半数以上はこの件についてご意見をいただいているということでもあります。賞与、ボーナスを支給すべきではないというご意見。それから、給与水準を下げるべきであるというご意見。さらには給与水準のレベルの指標の問題についてのご意見等々いただいております。

次のページでございますけれども、さらに他方で、管理職や高年齢の人件費、若年層の人の給料、現場の人の給料は配慮すべきというご意見も25件でありますけれども、いただいております。厚生費につきましても、社員の福利厚生を見直してほしい。厚生施設を廃止すべき。カフェテリアプランを廃止すべき等々のご意見。こちらでもありましたけれども、そういうご意見です。それから、企業年金、退職金につきましてもそもそも年金を廃止すべきとか、退職金を出すべきではない。年金を見直すべきといったご意見をいただいております。役員賞与につきましても、報酬をカットすべき、退職金をカットすべき等々でございます。

それから、次に燃料費でございますけれども、116件とあります。費用の非常に大きな項目ということでありまして、燃料コストの削減を行うべき。想定レートが明らかになっていない。これは明らかにしているということだと思っておりますけれども、想定レートの問題。それから諸外国の

燃料調達費との比較等のご意見をいただいております。

それから、3ページでございますけれども、その他個別原価ということでございまして、こちらの委員会でも議論になってございます福島第一発電所の安定化費用、賠償対応費用は原価に入れるべきではない、広告費は原価に入れるべきではない、事業報酬を廃止すべき、サイクルに関する費用の内訳、あるいは下のほうですけれども、電力中央研究所の分担金を削減すべき、こういう個別の具体のご意見もいただいております。

それから、4番に費用配賦・レートメイクのご意見でございます。これも例の1割、9割といったことが大変大きな論点になりますことから、自由化部門の利益率と規制部門の利益率の格差を見直すべきというご意見でありますとか、レートメイク、メニューの話でございますけれども、夜間電力の値上げの問題、それからピーク料金プランの活用のしやすさ等のご意見をいただいております。

それから、直接にこの委員会の議論では、原価の議論ではなくて、別途の議論だというご意見もございまして、法的整理、経営合理化、経営責任に関するご意見ということで、これも607件ということで、人件費に続きまして多数のご意見をいただいております。具体的に東京電力が法的整理をすべきでありますとか、あるいは株主責任の明確化、それから金融機関の債権者が責任を負うべきというご意見をいただいております。

次のページでございますけれども、経営の合理化ということで、資産の売却を行うべき、あるいは子会社の大幅な整理、グループ会社の取引の見直し、子会社の人件費のコストを削減すべきというご意見もいただいております。

それから、当委員会含めて審査専門委員会も含めまして、審査手続、情報公開の意見が152件いただいております。手続について第三者視点を入れて、公開の場で審査を行うべき、公聴会、国民の声の募集について周知不足ではないか、相応の回数・時間をとって公聴会を開催すべき等々のご意見。それから情報公開につきましても、各家庭の値上げ幅についてのシミュレーションの問題でありますとか、東京電力の原価等の情報開示の問題、丁寧な説明をすべきというご意見をいただいております。それから、電気事業制度そのものについてのご意見も260件と多数いただいております。それから、総括原価方式の廃止、発送電分離、小売りの自由化ということがそれぞれ100件程度いただいております。

5ページ、その他でございますけれども、原子力発電所の再起動への反対、事故を起こした責任をしっかりと認識すべきというご意見。それから、再生可能エネルギー導入の推進、被害者への補償、原子力発電所の再稼働を行って国民の負担を減らすべきというご意見。事故コストを考えると原発コストは高いと認めてほしいというご意見。東京電力の本社を福島に移転すべきという

ご意見等々のご意見もいただいております。

これは、それぞれのご意見、個別のもの、お名前は当然非公開になっていますけれども、実際にいただいたご意見そのものを経済産業省のホームページですべて公開しております。お手元には、すみません、メインテーブルだけでございますけれども、分厚い現物も付いております。もしよろしければ、後ろの傍聴の方々もホームページをご覧いただければ全件ご覧いただけますので、ご確認いただければと思います。以上です。

4. 消費者団体からの意見聴取

○安念委員長

続いて、本日のメインイシューですが、消費者団体からの意見聴取に移りたいと思います。まず、お願いでございますが、後ほど、十分な質疑応答の時間を取りたいと思いますので、まことに窮屈なことを申して恐縮でございますが、プレゼンテーションは1団体5分以内でお願いしたいと存じます。順番は、応募が行われた順としております。ご意見、ご質問への回答については、各団体のプレゼンが終わり次第、私のほうで整理し、と書いてあるんですが、本当に整理できるかわかりませんが、できるだけ整理いたしまして、まとめてお願いをしたいと存じます。

それでは、最初に日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長の山内様からお願いいたします。

○山内（日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長）

日本生活協同組合連合会の山内と申します。私のほうから、原価算定に当たって、6つの意見を申し上げたいと思います。合わせまして、今回の値上げ申請を通じて判明いたしました制度的課題の問題について最後に3点の意見を述べたいと思います。ただ、意見の前提として基本的に考えておりますことは、次のとおりでございますので申し上げます。今回の東京電力によります電気料金の値上げ申請は、福島第一原子力発電所の事故に起因するものでございまして、国民生活に大きな影響を与えるものですから、東京電力自らが大幅なコスト削減の努力をされて、値上げ幅を極力抑えていただき、国民の理解を求めべきだと考えます。

また、本委員会における査定方針の検討に当たりましては、これまでの料金改定、他の電力会社の料金改定申請の査定などとの整合性が重視されているように思われますが、そもそも今回の事故によって、未曾有の苦難を被害者に与え続ける東京電力が法的整理を免れ、企業として存続していること自体、電力供給における地域独占企業である東京電力を救済するための特別扱い以外の何ものでもないというふうを考えております。したがって、今回の値上げ申請の査定に当たりましては、整合性だけでなく公的資金が注入された会社であるという特有の事情も一定程度考

慮することが必要だと思えます。

続きまして、まず原価算定にかかわる6つの意見でございます。人件費などについては、料金原価への参入を圧縮する方向でご検討ください。6月19日の消費者委員会の考え方にも示されており、公的資金の注入を受ける東京電力の人件費については、料金原価への参入をさらに圧縮する方向で見直しをお願いしたいと思います。また、5月9日に認定されました総合特別事業計画では子会社、関連会社との随意契約を見直して、競争入札の比率を3割まで拡大するとされておりますが、安定的な電力供給は維持いただきながら、競争入札比率をさらに引き上げていただき、原価に算入する修繕費を引き下げさせていただきたいと思えます。

2点目は福島第一原子力発電所安定化費用、賠償対応費用は、原価に入れるべきではないという意見です。自由競争の社会にあります民間企業では一般的に事故を起こした場合には、商品、サービスに料金の転嫁はできません。みずからの経営努力で賄っているというのが現実でございます。したがって、今回の申請にある福島第一原子力発電所の安定化費用や賠償対応費用は事故に伴って発生した費用ですので、これを消費者、需要家に価格転嫁することは認められないと思えます。

3点目です。稼働見通しのない原子力発電所の費用についても料金原価に算入することはおかしいと思えます。福島県内では、県知事県議会を初め市町村の自治体が県内のすべての原子力発電所の廃炉を求めています。福島県のこの意向を尊重していただくのであれば、福島第一原子力発電所の5、6号機、第二原子力発電所の1から4号機の稼働の見通しが立っておりませんので、こういうところにつきまして、電力会社間同士の設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備としてレートベースから除外し、減価償却費等の営業費用についても原価参入すべきではないと考えます。また、建設を開始したばかりの東通1号機は計画を中止し料金原価に算入すべきではありません。

4点目です。原子力発電所からの購入電力料については、消費者への説明責任が果たされない以上、原価には入れるべきではないと考えます。原価算定期間3カ年におきまして、東北電力及び日本原子力発電の発電見通しが未定であるにもかかわらず、購入電力量として年間1,000億円以上が、原価に折り込まれているということは理解できません。この点については、東北電力及び日本原燃との契約内容の公開を求める本委員会の意見に対し、東京電力はまだ情報公開をされておられません。消費者への説明責任が果たされない以上、料金の原価には入れるべきではないと考えます。

5つ目です。料金原価に算入すべき事業報酬の件です。迅速かつ適切な損害賠償の実施の必要性などを考えなければ、本委員会の第6回で安念委員長がご発言されましたとおり、東京電力は

最初に会社更生をしておくべきでした。そもそも東京電力が法的整理しておけば債権者も一定額の債権放棄が免れないところをございまして、支払い利息を想定した他人資本報酬率はかなり低い数字を設定できると考えます。事業報酬の算定に当たって、本委員会で検討するのがβ値だけであるとししましたら、福島第一原子力発電所事故の影響を強く受ける直近の短期間の実績ではなく、5年から10年間の実績の数値を採用すべきではないでしょうか。例えば、直近7年間の実績では沖縄を除く9社の平均では0.47となっております。

6番目です。付帯事業や子会社・関連会社の事業継続の必要性、他団体への分担金の必要性について情報公開と検証を求めます。直営の不動産事業など、電力事業以外の付帯事業や子会社・関連会社などの事業につきましては、その継続の必要性について検証が必要であると思います。本来業務である電力区事業、補償業務に東京電力の所有する社員や施設、資源などを集中していただきたいと思います。本体の電力事業に赤字転嫁などの悪影響を及ぼさないためにも付帯事業については、事業売却、あるいは別会社化、少なくとも区分権利の公表をお願いしたいと思います。

子会社・関連会社で高額報酬を得たまま役員、管理職になられる方がいらっしゃらないでしょうか。子会社・関連会社の過去3年及び今後2年の営業事業収支、従業員とその人件費、負担額の情報公開が必要だと思います。電力中央研究所への分担金など他団体への分担金に関しましては、今回の値上げ申請の原価算定期間内に実施せざるを得ない案件や個別の研究内容についての情報公開と検証を求めたいと思います。

最後に、今回の値上げを通じて明らかになった課題3点を申し上げます。1つ目は、継続的な検証が必要だということです。消費者庁の公共料金研究会で指摘されておりますように、継続的な検証の実施が重要ですので、規制当局はぜひ具体的な制度化をお願いしたいと思います。

2点目です。規制部門と自由化部門の損益構造、料金設定の構造問題と対策についてです。ご存じのように、家庭向けの利益が全体利益の9割以上を占めているということがわかっております。これはあまりにも家庭部門での損益に依存した形になっており、異常ではないかというふうに思います。ぜひ、原子力発電所を再稼働しない前提に立った上で家庭向けの電力販売に過度に依存しないような損益構造を実現していただくよう検討をお願いしたいと思います。

最後です。総括原価方式と燃料費調達制度の見直しです。総括原価方式につきましては、今後改定をしていく方針であるという報道もありましたが、消費者の立場からは電力の安定供給を確保していただいた上で、電力の購入先が自由に選べ、かつ電気料金は電力会社間の競争によって決められることが望ましいと考えます。しかし、当分、電力会社間の競争が十分に行われるまでは、規制当局による料金の妥当性のチェックも必要だと思います。コストを積み上げる総括原価

方式以外に電力会社のコストダウンを促進するような料金制度について、ぜひ欧米の事例なども含めた研究検討を進めていただきたいと思います。

このようにして、現行の総括原価方式はできるだけ早く見直しをお願いしたいと思います。また、値上げ申請後の燃料費による調整制度につきましても一定のシーリングがあると聞いておりますけれども、さらにシーリングを低くするなどの工夫をぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

○安念委員長

山内様、どうもありがとうございました。

それでは、次に静岡県消費者団体連絡会長の小林様にお願いいたします。

○小林（静岡県消費者団体連盟会長）

静岡県消費者団体連盟会長の小林でございます。よろしくお願いたします。発言内容をちょっと読ませていただきます。

過日の東京電力の企業用電気料金の値上げに引き続き、家庭用電気料金の値上げに向けて検討が進められていますが、消費者としては到底受け入れられるものではありません。東京電力からは福島第一原子力発電所の爆発事故の処理、賠償、火力発電への切り替え等で生じた6,763億円の不足を賄うために、家庭用、商店用、コンビニエンスストア用を平均して10.28%の値上げを3年間のみ実施したいとの説明がありました。その後、東京電力の事業利益の9割は販売量が4割である家庭用部門からであること。家庭用電力の自由化。発送分離などが2014年以降から国の政策として検討されていることが報道され、値上げを3年間に限った理由がうなづけました。

また、この値上げのシナリオは東京電力が申請する前の4月に経済産業省が作成し、9月1日から値上げに踏み切る公算であるであるという報道がありました。火力発電用の燃料調達費が大きな理由に挙げられていますが、燃料費調整を繰り返した末の上乗せであるとの指摘もなされています。

東京電力の賠償費用等に国民からの税金が1兆円も投じられることになっており、また家庭用電力が9つの電力会社の独占で進められてきたことから、東京電力の倒産は絶対に避けなければならない事情があり、今回の値上げに踏み切ろうとしている背景が伺えます。いまや電気は生活のあらゆる場で必要不可欠なものになっていますが、電気料金の値上げは年金等の減額や介護保険料等の増額などで厳しい家計をさらに圧迫します。また、医療機器を外すことのできない人々にとっては、まさに死活問題になります。商店やコンビニエンスストアにおいても電気料の値上げは経営を圧迫しますので、結局は商品のコストアップにつながり、消費者の負担が大きくなります。この東京電力の値上げの容認は他の電力会社の追随を認めることになりかねず、全国民に影

響を及ぼすことが推測されます。以上のことから、私たち静岡県消費者団体連盟では今回の値上げに反対するとともに、次の5項目について東京電力のさらなる企業努力と政府の賢明なる解決策を切にお願い申し上げます。

1、電力会社特有の総括原価方式を改めること。2、燃料の調達方法を見直すこと。3、資産の整理を行い、その実績を明らかにすること。4、役員や職員の給与や賞与をさらに引き下げる。5、電気料金に含まれている電源開発促進税や廃炉費用等を明記すること。現在は、太陽光発電促進税のみしか明記されていませんので、私たちは支払っている電気料金が何に使われているのか全くわかりません。以上、よろしく願いいたします。

○安念委員長

小林様、どうもありがとうございました。

私、先ほどご紹介するときに、静岡県消費者団体連絡会と申し上げましたが、消費者団体連盟が正しいのでございます。大変失礼をいたしました。申し訳ございません。

次に、特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟生活環境部長の飛田様をお願いしたいと存じます。

○飛田（特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟生活環境部長）

東京都地域婦人団体連盟の飛田と申します。今日は、このような機会をお与えいただきましてありがとうございます。先般の公聴会のときに、私どもの立場を申し述べる機会がございましたが、本委員会の委員の先生方にもぜひご理解いただきたいと思い、また少しそれに付加させていただきますまして、お話しさせていただきたいと思っております。

このたびの電気供給約款の変更の認可申請に対し、私たち東京都地域婦人団体連盟は5月25日に他団体の皆様との共同の要望もございましたが、私ども独自で一緒したときに東京電力を訪ねて、消費者の立場から反対意見を表明いたしました。公益事業としての責任の重さを自覚して、事業計画そのものを見直し、実施時期についても再検討するように申入れを行っております。そのときの申入書が4ページ目のところでございます。読み上げさせていただきます。

私たちは、電気供給約款変更による電気料金値上げ申請に反対します。東日本大震災・津波による甚大な被害は、暮らしのインフラである電力の分野に及び、私ども消費者は被災地の人々と苦しみを分かち合う思いで、計画停電に協力し、省エネに努めてまいりました。しかしながら、日本中を震撼させ、いまなお多くが放射能汚染被害に苦しむ、制御すらできない福島第一原子力発電所の事故は、きっかけは自然災害であります。事業者責任である「安全を第一、自然の脅威に備えること」を怠った御社に起因する人災でもあります。

取り返しのつかない事態に加えて、ここ10年の御社の届出原価は水ぶくれしており、電気の安

定供給に要した実績額との差が6,000億円近くあることが判明しています。小口と大口間における過去の収益の著しいアンバランスもまた受益者負担の平等の原則に反し、是正なくしては小口へのつけ回しと言っても過言ではありません。公表された今後の事業計画についても、安全性の視点、再生可能エネルギーへの転換、エネルギーの地産地消などの視点を置き去りにしており、社会的責任を果たす内容とは言えません。このたびの電気料金の安易な値上げ申請に対し、私たちは御社の姿勢に啞然とするだけでなく、憤りを覚えます。

かつて総括原価方式にヤードスティック査定が導入された際には、国は「値上げ申請があれば内部留保を初め無駄な支出をチェックして、コスト削減に伴う安全性へのしわ寄せはないかなどの査定を行う」として、導入による内外価格差の圧縮のみならず、高い電気料金の透明性を高め、競争原理を働かせるメリットを掲げたはずでした。しかし電力会社の経営のあり方、事業収入・支出のあり方、事業の安全性などを問うはずの査定制度は結局機能しないままで、小口は自由化されず地域独占は続いています。消費者は優越的地位にある電気事業者に対して受け身で弱い存在です。

小口の値下げの場合、下げ幅が妥当かどうか原価の内訳を問わず届け出ればよい制度となりました。この十数年間に大口の自由化は進み、不十分ながら新規参入の「新電力」との競争が始まりましたが、一方、家庭など小口の規制部門では原価も不透明なまま燃料費調整制度がプラスされ、私たちは昨今、「原子力」から「火力」にシフトした分の燃料費の増加分を既に負担しています。消費者は、電力会社を選べません。また発送電を初め、個々の原価内訳にかかる情報の提供は極めて不足しています。このまま10.28%と言われる根拠のはっきりしない電気料金の値上げを押し付けられることは家計負担への影響も大きく承服できないことです。

この文章をお伝えした抗議を口頭で申し上げた後、質問、あるいはコメントをさせていただいております。それが5ページにあるものです。それから、6ページはややそれにプラスしておりますが、柏崎刈羽原子力発電所再稼働を前提にしているが、不適合が是正されていない。安全を置き去りにしているのではないかということを示しました。回答は得られておりませんが、東京電力のホームページによりますと5月現在、柏崎刈羽原子力発電所全体では、合計2,059件にのぼる不適合があります。それらが是正されないまま、事業計画で柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を計画していること自体、ISOガイド51に規定されるリスク管理の欠如を物語るものです。

不適合の是正はもとより、福島第一原子力発電所事故を教訓に活断層の連動対策をしっかり行い、安全を守る責務を果たした上で、改めて再稼働の是非を問う姿勢が求められています。

それから、届出原価と安定供給に要した実績額との乖離、先に述べたとおりでございますが、ここで高い企業年金など、退職者の方の福利厚生費の見直しや既払い分についても検討が必要で

はないかということをおし述べております。人件費、人員についての見直しは現場の技術者は除外し、管理職等は削減していただきたい。スリム化を図っていただきたいと思っております。

それから、燃料費の自由化部門と規制部門への割振り率はどのようになっているのか、部門により購入単価に差はないか。これは利益の9割を受け取るものの、供給されるエネルギーは4割弱の規制部門、という収益構造から類推いたしますと、燃料費についても受益者負担の原則が守られているか。購入原価を含めて検証する必要があると考えております。

今までの燃料費の調整制度による内部留保はないのかということですが、これについても私たちは昨今いろいろと燃料費について見聞きいたしますと、国際的な燃料のマーケット等の動き等もございまして、さまざまな変動がございまして、そういうところの変動やそれから仕入れたときの価格の実態がよくわかっておりません。したがって、燃料費の調整制度、すでに長く行われ、相当お支払いをしているわけですが、そのときの算定基準による内部留保はないのか。これについても遡ってしっかりと見ていく必要があるのではないのでしょうか。そのように考えております。

それから、4のところ、燃料費のことを申し上げましたけれども、それとともに2社の原発からの購入電力量はその電力量にかかわらず、一定の金額を支払う契約になっているということだそうですが、なかなか情報が私どもにはなかったんですが、昨今、そういうことを漏れ聞いております。年間1,200億円もの費用、これはたとえ原発が動かなくても今後も家庭用の電気料金に転嫁される仕組みということと伺っております。このような一般常識とかけ離れた制度は直ちに切りやめて、過去の過払いに相当する分は消費者に返金すべきだと考えております。同様に、先ほど申したようなことで、内容の点検をしっかりと行っていただきたいと思っております。

それから、5番目、スマートメーターの仕様は独自のものか。ということですが、これはお尋ねしましたらば、スマートメーターは標準的なものをお考えているということをおっしゃっておられましたけれども、これは将来の電気の広域流通とか、エネルギーの地産地消をお考えたものでなければなりませんし、以前のことでございまして、このスマートメーターももしかしたらということをお懸念いたしますが、さまざまな電力会社さんに納入されているメーカーさんの独禁法違反事件も起こっております。したがって、この標準化とともに、またそういった面での厳しいチェックが必要ではないかと考えております。

それから、6番として透明性のある競争的発注方式、これは今のことにも通じることでございまして、ありとあらゆるものに関して、競争的な発注方式を多くの方々が指摘しておられるようなやり方に変えていただく必要があると思っております。

ここでつけさせていただきます7ページでございまして、これは遡ること4月でござい

ますが、大口電力の電気料金の値上げの問題が起こってまいりまして、お話を伺うと約10%だということでしたが、これについて私が話を伺ったときに、すぐに思いましたことは、いくら大口で自由化が少しずつ導入されていると言っても、ほとんど電力市場というのは小さなもので、自由な購入もできないし、発送電の問題があるわけですので。したがって、これは独禁法に違反するような可能性があるのではないかということの意見を提出しておりました。

その結果は、6月22日に優越的地位の濫用につながる恐れがあるという調査結果として、公取委さんが東電に文書で注意なされたことと伺っております。小口規制部門の不透明な総括原価方式に基づいた今回の値上げ申請とそれを支える地域独占制度でございますが、私たちの暮らしを脅かすこの理不尽な値上げ申請もまた独禁法に抵触しかねない自由化部門の一方的な値上げと共通点を有していると考えております。

以上、いろいろと申し上げましたが、東京電力におかれては、福島第一原子力発電所事故の補償と事故のさらなる原因究明を優先しつつも、日本のエネルギーの将来にどのような役割を果たすのか。電力システム改革の動きを見据えて、しっかりとかじ取りをしていただく必要があると考えております。社会の求めている変化への誠実な対応とともに、技術を活かしたサービスの質、安全性の確保が求められています。

火力発電の効率化ということもそうですし、メガソーラーや小規模発電によるエネルギーの地産地消の動きに対する的確な対応も必要です。一方、身近なところでは高齢者世帯の電気の安全点検調査などの重要性も増しています。自らの責任を省みていただきまして、公益事業としてのユニバーサルサービスの視点を踏まえて、値上げに踏み切る前に、今一度電気料金の水ぶくれした原価の洗い直しを徹底して行うべきだと思います。

委員長並びに委員の各位には本日の意見や消費者庁の示されたチェックポイントを踏まえ、さらにきめ細かな審議を行って、国民との信頼関係を大切にさせていただき審議をしていただきたいと要請いたします。規制当局におかれましては、ほかの分野にも影響が及ぶことではございますが、総括原価方式の見直しと消費者本位の原価を圧縮し、内外価格差に配慮した電気料金制度の設計をお願いいたします。

以上で、発言を終了いたします。長くなりました。ご清聴ありがとうございました。

○安念委員長

飛田様、どうもありがとうございました。

次に、全国消費者行政ウォッチねっと事務局次長の河村様をお願いいたします。

○河村（全国消費者行政ウォッチねっと事務局次長）

全国消費者行政ウォッチねっと事務局次長の河村でございます。

今までのご意見と重複する部分もございますので、なるべくコンパクトに申し述べたいと思います。まず第1に、柏崎刈羽原子力発電所や福島第二原子力発電所が稼働することが前提となっているということを我々は大変納得できないものとして考えております。まだ稼働が決まったわけではないので、ここのご説明をいただきたいと思っております。

2番目ですけれども、事業報酬についてです。なぜ倒産状態に陥って公的資金を注入した企業の報酬分を確保しなければならないのかということについて、私どもは何度説明を伺いまして、理解することができません。

3番目です。人件費につきましては、賃金、福利厚生費、退職手当等、ほとんどの点で過剰であると考えております。

4点目です。関連会社につきましては、人件費等も含めまして不明確な点が多いです。ここが明らかにならなければ、下請け単価の合理化がきちんとできているのかどうかも判断できません。持ち株比率など東電との関係や役員報酬、従業員の賃金、福利厚生費、退職手当等のデータをすべて公開すべきだと考えております。関連会社との随意契約によって、これらの過剰な費用が原価の中に入っている可能性があります。徹底的な透明性と競争の導入を求めます。

5番目といたしましては自由化部門と規制部門の利益率の差をそのまま放置するのはおかしいと考えております。消費者は自由競争市場のメリットを受けられていないわけですから、独占市場による弊害があれば、これの是正を求める権利があると考えております。

メモにはもうないのですが、あと2点ほどつけ加えさせていただきます。6番目といたしまして、福島第一原子力発電所、第二原発の原子炉6基の減価償却費が原価に含まれているのは納得できません。

7番目、最後です。この会議、電気料金審査専門委員会ですけれども、消費者代表の委員がおりません。単にオブザーバーとして2名いらっしゃいますけれども、ぜひ委員として、電気を使う消費者の代表の者を入れていただきたいと考えております。

手短ですが、以上です。

○安念委員長

河村様、どうもありがとうございました。

次に、特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表の古賀様をお願いいたします。

○古賀（特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表）

日本消費者連盟の古賀真子です。本日、9ページから意見を載せていただいておりますので、それをご参照いただきながらお聞きいただきたいと思っております。時間が5分ということですので、

ちよっとはしよりながらお話しさせていただきます。

まず、今回の値上げなんですけれども、再稼働を前提の特別事業計画の認定とそれを前提にした値上げの申請は、国のエネルギー政策として国民の支持が得られていないということを自覚していただきたいと思います。なぜ脱原発がこれほど国民の強い意思であるのにもかわらず、再稼働を前提とした計画、そして値上げということになっているかということで、まず私たちの消費者として脱原発がどうして必要かということ、これは実はマスコミの方にもあまり報道されていなくて、非常に残念なんですけれども、「さようなら原発1,000万人署名」というものがございまして、これが既に748万筆を超えております。それから、このような福島の事故以来、世代を超えた被ばく、危険なだけで莫大な費用を食いつぶす再処理施設、そして莫大な処理費をつぎ込み、有害物質の拡散と地元産業再生を奪う広域がれき処理など、命と健康に対する全国的、世代を超えた一般的な損害賠償に対する国費、自治体負担増、こうしたことへの東電の加害者意識のないこと。それを国が丸抱えしていることに対して、国民の怒りは頂点に達しております。

まず、電気料金値上げの前にすべきことがあるのではないかということは、これはもう皆さんおっしゃられていることなんですけれども、繰り返しになりますが、脱原発が市民の意思である以上、この総合事業計画自体が見直される必要があります。これを前提とした値上げ申請や同計画を前提とした議論では国民は納得しません。これは本日いただいた国民の意見の中にも非常に多数の意見として出されていると思います。

そして、値上げ申請がされていること自体私は時期尚早だと考えておりますが、既にこのように議論されている中で、過去に遡ることもできませんので、事前の策の方法として私どもの団体ではこれまで値上げ審査の過程の監視、そして消費者代表の関与、公聴会の開催、延期と合わせて計画や申請内容の情報公開、そして値上げについての徹底した議論を求めてきました。

値上げの判断をするのは経済産業大臣であるとしても、最終的な諮問機関である貴委員会の持つ役割は極めて重要です。東京電力の値上げを相当とするという判断をされるのであれば、国民に対して、わかりやすく具体的な審査基準、並びに調査、審議及び判断過程など、貴委員会としての判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき証明していただくことが必要であると考えております。

幸い、貴委員会は東京電力に関する経営財務調査委員会報告書を詳細に検討された電気料金制度運用にかかる有識者会議の1名の方を除くメンバーで構成されていらっしゃいます。東京電力の財務体質、そして従前の審査と今回における特別事情に熟知しておられると思慮いたしております。

そこで以下の点について、本論改めて申し述べさせていただきます。まず、皆さんもおっしゃ

られていますように、総括原価方式の撤廃が原則です。私どものほうでいろいろ考えていることとしまして、まず最近いただいた資料なんですが、平成24年6月22日付け資源エネルギー庁さんの審議会の中の資料3で出てきた今回の値上げについて検討深める論点についてという文書がございます。この中には今まで議論になっております人件費、そして構成費、それから賠償対応費用、安定化費用、そして減価償却費の取扱い、東京電力が購入電力料として日本原燃東北電力に対し、電気を購入していないのに費用を払っている理由。そして、事業報酬率の β 値について。

これらの項目について、東京電力さんの説明。それとこの委員会における原価参入に否定的な意見と原価参入に肯定的な意見というものが非常にわかりやすく整理されております。そして、この中で見ますと、例えば東京電力のご説明で「親身・親切的な賠償対応」ということで配置されているという人員、これが原価参入の基礎になっているんですけども、現在、皆さんご承知のように、紛争解決センターでの和解率が非常に低いこと。それから、賠償について、非常に困難を生じている方が多数であることから考えますと、これは機能していないところに多数の人員を配置しているということになります。福島第一原子力発電所の事故の賠償にあたる組織の見直しと人員の整理及び原価への参入の見直しをすることが必要だと思います。

それから、第2番目として安定化費用は電気事業者としての事業目的であり、原子炉規制法などの義務であればこそ特別損失ですが、廃炉費用が特別損失として原価参入されないのに、安定化費用が計上の費用ということは消費者としては納得できません。そもそも安定化費用の中身を詳細に明示していただきたいと思います。

それから、原発関連の減価償却費は原価から外すべきだと思います。福島第一原子力発電所の1から4号機については処理上、ある程度やむを得ないとも考えられますが、未稼働発電所のものについて、費用収益が対応していない以上、減価償却費として原価に算定することには合理性がないと考えます。

それから、購入電力費について、これは先ほども申し述べましたが、この費用は原価に算入されておりますけれども、契約内容を公開して、その当否を審査すべきだと考えます。契約の見直しができない場合も原価に算入することについての合理的な説明が必要だと考えます。それから、燃料費の競争入札制度については公聴会でも申し述べましたので、省略いたします。

それから、事業報酬について、過去の申請における申請の価格と実際原価の乖離について、これは説明されていない重要な点ですが、今回の値上げにおける前提としても、どの程度まで実際の申請価格とそして実際原価がどれほど乖離していたかということは証明していただく必要があると考えております。

それから、賞与、退職金の見直しなどについても皆さんもおっしゃられておりますが、法定厚

生費会社負担率50%というのは、これはもう常識でございまして、60%であるという根拠こそ、明らかにしていただきたいと思います。

それから、新料金メニュー導入に向けて、どの程度の情報提供がされたのか。こうしたことも合わせて説明を国民に対してする必要があると思います。資産売却などについても今日のニュースでも言われておりましたが、病院について、そういったものを売却して、まずはスリム化していく。そして賠償及び値上げをさせないような努力が必要だと思えます。

そのほか議論していただきたいことといたしましては、ちょっとこの貴委員会の範疇を超えることかもしれませんが、あえて申し上げますが、再生可能エネルギーの買取制度の持つメッセージを国民に説明するべきだと思います。エネルギー政策転換の具体的見通しの説明のない電気料金の値上げは国民の理解を得られないと考えます。

それから、スマートメーター導入、これは大変よいことのように言われていますが、かなりデメリットもあると聞いております。プライバシー、健康への安全、電力市場の競争自由化に本当に貢献するのか、そういったことも議論していただきたいと思えます。

そして、これは消費者として申し上げたいことなんですけれども、私たちは本当に今の電力の量、質はともかく量が必要であるかということに対して、疑問を持っております。個別の家庭に本当に必要な電力使用料というものを実は国民は知りたがっております。これは誰の責任ということではなく、消費者も節電のため、原発を再稼働させず、新しいエネルギー政策に転換するための努力をしたいと意識していると私は思っております。

結びに書いているのは、ちょっと大げさなんですけれども、現行法に基づき全事業者に当てはまる基準を東電にも当てはめる。ということが今回の貴委員会の検討を深める論点についての原価参入に肯定的な意見の中に多数見受けられるわけなんですけれども、そういった発想はやめていただきたいと思えます。

東京電力は破たん、かつ加害企業であるということを明確にして、加害企業にした国、及び関係構造そのものを見直すべきです。廃炉と安定供給に関する人材確保は必須ですけれども、これは国策として原発を推進してきた国が行うべきであり、電気料金値上げという国民への直接負担に回すべきではありません。安定供給は国の義務であり、その委託を受けた東京電力の責任ではありません。これを維持するために東京電力が優良企業ある必要があるという意識から今回の値上げは一步も踏み出せていないように見えます。どれほど膨大な資料を積み重ね、専門家が現行法に基づいた精緻な議論を尽くしても、この1年3カ月を経て、なお収束せず、今後も全国民的規模で甚大な被害を起し続ける原発は撤廃するべきです。再稼働に反対する声は現政権をも倒壊させるところまで来ています。原発がいらないし、原発を維持するための電気料金値上げなど、

まさにノーダなのです。という国民の声に答える精緻な審査を期待します。よろしく願いいたします。

○安念委員長

古賀様、どうもありがとうございました。

次に、新日本婦人の会くらしと社会保障部長の児玉様にお願いいたします。

○児玉（新日本婦人の会くらしと社会保障部長）

新日本婦人の会中央本部の児玉と申します。5分ということですので、読み上げさせていただきます。

私たち新日本婦人の会は、女性、消費者団体として東京電力の家庭向け電気料金の7月から10.28%値上げ計画に反対であることをはっきりと申し上げます。今回の値上げは東京電力の総合特別事業計画に基づくものですが、福島第一原発事故は東京電力による人災であり、事故によるコスト増は東京電力と原発関連業界が持つべきであると考えます。使用済核燃料再処理等積立金なども活用できます。料金の値上げで利用者に負担増を一方的に押し付けることは不当であると考えます。値上げの根拠が明らかにされていない。値上げの前にやるべきことがあるのではないかなど、厳しい声が出るのは当然のことです。料金の値上げは今でさえ厳しい家計、中小企業初めあらゆる事業の経営に大きな打撃を与えます。絶対に値上げすべきではありません。東京電力が最近出した事故の最終報告書では事故への反省もなく、責任転嫁と事故弁護に終始しています。そのような東京電力が事業再建のために2013年4月から順次柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を進めるとしていることは本当に危険極まりなく、絶対に許すことはできないと考えます。国民の税金が投入される企業として、原発ゼロを求める多くの国民の声にどう答えるのでしょうか。

公共料金としての電気料金の設定、内容には消費者として納得できない問題があります。皆さんも話されましたが、1つは家庭用電気料金は費用と報酬をすべて料金に乗せる総括原価方式です。この中身をすべて明らかにするとともに、総括原価方式をやめていただきたいと思います。2つは、電気料金の中の電源、原発火力などを公開してください。家庭用も電力の自由化をしていただきたいと思います。

3つは、料金に上乗せしているものに太陽光促進付加金や燃料価格の増減を示す燃料費調整、そして家庭に届く「電気ご使用量のお知らせ」には明記がありませんけれども、電源開発促進税があります。この促進税は年間4,000億ほどですが、原発の立地地域の交付金を初め、8割、9割が原発関連に使われています。原発は停止中で発電しなくても運転中の8割から9割のコストがかかると言われています。原発を動かさない場合、また全廃した場合、再稼働した場合にはコストがどのくらいかかるものなのか、具体的に明らかにしていただきたいと思います。

4つは東京電力に関する経営財務報告書のことですが、皆さんも言われていましたが、東京電力の売上の62%が企業向けですが、利益の9割が家庭向けからであって、企業には安く、家庭からは利益を取るという構造です。経営の健全化を言うのであれば、この電気料金の体系を抜本的に見直すように強く要望いたします。以上です。

○安念委員長

児玉様、どうもありがとうございました。窮屈な時間で申し訳ございません。

次に、東京都生活協同組合連合会組織課長的那須様にお願いいたします。

○那須（東京都生活協同組合連合会組織課長）

東京都生協連的那須と申します。4点、お伝えいたします。1番目コスト削減を徹底し、合理化努力を求めます。私たち東京都生活協同組合連合会は84の会員、273万世帯の組合員を要する組織です。その中には電気料金の値上げを価格に転嫁できない事業所、診療所、あるいは仕送りを受けて暮らす学生も含まれております。

西澤前社長は今年の12月19日に電気料金の値上げは事業者の義務というか、権利だと述べられました。消費者をばかにしたものであり、原発事故に苦しむ人を冒瀆するものだと考えています。この発言はこの12月19日の前社長の発言は現在東電社内でどのように受け止められているのでしょうか。「さすが社員のことを考えてくださっている」との評価でしょうか。本来、東京電力は一発レッドで倒産されるべき企業でした。それが人件費に関して言えば、減俸20%、36カ月の非常に甘い処分です。そのことの意味を社内で共有化すべきです。その東電の値上げによりまちの工場や商店、5月29日に専門委員会で発言されたクリーニング屋さん、お風呂屋さん、喫茶店、東京電力の値上げによって倒産するかもしれない事業所があるということを理解すべきです。不条理だと思います。

事業報酬費3%は資本の調達維持に要するものとされておりますが、原発事故を伴う経営の圧迫は政府、銀行、株主等が負担すべきであり、利用者につけ回すべきではなく、少なくとも株主配当分の事業報酬費の減額を求めます。東京電力は電気のメーカーであり、小売業者です。そのステークホルダーは政府、金融機関、株主、子会社、関連会社、天然ガス等の原料調達先、不足電力の供給会社、労働組合、そして利用者等多岐にわたります。今回の値上げに関して、合理化努力は不十分であり、コストアップを消費者に押し付けたものとの感をぬぐえません。

規制部門と自由化部門の収益構造の見直しを求めます。皆さんも言われているように、自由化部門が60、規制部門が40、利益は自由化部門が9、規制部門が90ということです。少なくとも全国10電力会社の水準、規制部門の売上が40%、利益が70%に近付けることを望みます。

設備投資や高圧電力を低圧に変えるためのコストがかかるということですが、ほかの電力会社で

も同じような構造だと考えます。東京電力に特有かつ特殊な事情があるならば説明を求めます。

3番目、新料金体系の移行期間を十分にとり情報提供の徹底を求めます。6月21日に新聞報道が2つありました。1つ目は、東京電力による福島原発事故社内報告書です。これは読みましたが、真摯の反省が伝わってこない残念なものでした。もう1つは、値上げ時期を8月に延期するというふうに書いてありました。今日の新聞報道によると9月になるという報道もありました。結論としていつになるかわからないんですが、私はこういうふうに伸びていくこと自体は、いいことだと思っています。それは私たちにとってもそうだし、東電さんにとってもいいことだと。きちんと福島の事故の問題を共有化したり、消費者は東京電力を厳しい目で見ているぞということとをきちんと国民のみんなで共有化することが大事だと思っています。原発の稼働停止に伴う燃料費の増加による値上げ申請ということであれば、沖縄電力を除く8電力会社からも値上げ申請が要請されると思います。今、東京電力とこのような形でやっていることが次の関西電力、中部電力から申請があったときに活かされていくんだと思っています。国に対して要望です。新料金移行後、国の責任において定期的に経営の改善状況、進捗状況等を検証し、情報公開されることを求めます。

最後に4番目です。パブリックコメントのところではその他としか書きようがなかったんですが、新料金プランについて、マスコミ報道によりますと東京電力が提案しているピーク取得プランは6月1日までに5万件の申込を想定していたが、実際の件数は5月29日、1カ月前、120件に留まっている。6月26日の新聞報道では、8月上旬までに15万件の加入に対応できる準備をしていましたが、6月21日現在430件。60%以上の契約でないと、メリットがないということですが、5月29日時点での120件、6月26日現在での430件、3万6,000人の東京電力社員がいる中で、なぜ東京電力社員にも理解できないようなプランを提案するのでしょうか。60%以上でないとメリットが出ないということであれば、どのような方を想定したプランなのですか。どのような生活シーンを想定されて作成されたのでしょうか。11時から翌日の7時まで、何をやるんですか。普通は、洗濯もできませんし、クーラーをつけて予冷をかけることもできません。ただ寝ている時間だけです。諸外国のように一般家庭でも消費者が自由に電力会社を選べるのが可能となるシステムを急ぎ、国は構築すべきです。

5月30日付け新聞報道によりますと経済産業省は14年度以降に進めるということですが、利用者の利益となるような制度となることを前提として支持いたします。以上です。

○安念委員長

那須様、どうもありがとうございました。

次に公益社団法人消費者関連専門家会議理事の中村様をお願いいたします。

○中村（消費者関連専門家会議理事）

消費者関連専門家会議ACAPの中村でございます。ACAPという団体は、企業のお客様相談室等消費者関連部門の責任者、担当で組織しております会員会社は600社、会員数900名ほどの公益社団法人でございます。そういった団体が集約しました見解について今日はこの場で表明させていただきたいと思っております。

まず、総括原価方式というこの公共料金の決定方式でございますが、この方式の説明が十分とは言えず、国民にどれほど理解されているのか、またこの方式以外は取り得ないのかといった点について、正しい理解がされていないのではないかと感じております。

マスコミ等で報道された部分を消費者は理解するというところで、全体像をつかんでいる方は極めて少ないのではないかと認識でございます。また、現状の議論を見ますと東電がいかにか経費削減をするか、特に今日の議論でもありますように、人件費等の削減に議論が集中しておりますが、反面そのことによる利用者のサービスの低下につながることはないのかという視点も忘れてはいけない視点ではないかと思っております。

また、昨日の株主総会で東京電力の国有化が決定化されたという報道を伺っておりますが、国有化によって公共料金の決定方法などがどのように変わるのか。また、あるいは変わらないのか。そこら辺についてもわかりません。何より検討する材料が乏しい中での検討会ですので、比較可能なほかの電力会社、諸外国の状況等、東京電力が経営努力がなされているか否かということについて東京電力だけの財務資料だけではなく、比較する材料や視点といったようなものも必要なのではないかと思っております。

次に原発事故賠償金との関係でございますが、今回の値上げと賠償金というのは一応別ということで審議が進んでいるようですが、法的整理をしなかったことの一連の報道を見ますと、やはり東京電力に事故の対応費用を負わせたいという背景が見えておりますし、料金値上げと賠償金との関係を十分に説明してほしいと思っております。昨日の株主総会では1兆円の公的資金が注入されるということのようですが、これで賠償金等は賄えるのでしょうか。また、料金値上げとの関係はどうなるのでしょうか。多くの国民はこの賠償金と電気料金の関係がよくわからず、そういったいろいろな要素がこれからも入ってきて、今後もまた値上げが引き続き続くのではないかと強い思いが強いように思います。利用者への十分な説明を尽くしていただければと思います。

3点目は消費者とのコミュニケーション活動という点で、我々の会員でも電力業界の関係者がおりますが、いろいろな場面で監督官庁からの規制や指導を遵守するということが企業風土としてございまして、広報活動一つにおいても官庁からの制約がある活動をしているため、企業だけの活動はなかなか行えない状況があるとお聞きしております。今回の総括原価方式の説明は非常

に難しい専門用語が飛び交っておりまして、利用者がわかる議論になっているのかな、そういった面で少し不十分であるかと思えますし、これも報道によりますと料金値上げは権利であるという前社長の発言も取り上げられ、やはりこういった一連の動きを見ますと、役所目線での企業活動ということが従来行われていたのではないかと。やはり消費者目線について日ごろから利用者とのコミュニケーションを共有できる状況を積極的にこれを機会につくっていただければと思っております。

最後に、電気料金値上げについて、全体的な視点でございますが、電気料金値上げは企業活動においても家庭生活においても負担が重く、特に電気を多く使用する製造業では、日本国内の空洞化をさらに促進させる要因と考えております。電気利用金は東京電力1社だけの問題ではなく、国家の経済戦略の一要素でございますので、単に感情的な議論だけで済まない問題があるのではないかと。これが我々の製造業の会員からも指摘されております。

我々の望む社会は、持続可能な安定した社会生活ですので、電気料金はどのレベルが日本の産業や社会生活で妥当なのか。また、そのために国は、東京電力は、消費者は、事業者はどうすべきかという視点も加える必要があるのではないかと考えております。

今回の値上げについては、今まで述べてきたことについて十分ご配慮いただくということを前提にある程度やむを得ないというふうには考えておりますが、今後国有化される中で、こういった料金制度はどのように変わっていくのか。今回の料金値上げだけではない構造的な料金体系の問題点等がこの場で長い時間をかけて議論されたわけでございますので、ぜひ継続的に検討する場をまた別に設けていただければと思っております。以上でございます。

○安念委員長

中村様、どうもありがとうございました。

次に、神奈川県消費者団体連絡会事務局長の丸山様にお願いいたします。

○丸山（神奈川県消費者団体連絡会事務局長）

神奈川県消費者団体連絡会の丸山と申します。意見を申し述べます。今回の内容での東京電力の電気料金値上げには反対をするというのが結論でございます。簡単に言ってしまうと、押さえるべきことが違うのではないかと。それから順序が違うのではないかと。あります。福島の原子力発電所の過酷な事故から1年3カ月がはや経過いたしましたけれども、現在も多くの方が困難な避難生活を強いられております。神奈川県の教育委員会が調べた6月1日現在で言えば、神奈川県の小学校には445人、中学校には158人、高校には95人、合計698人の福島の子どもたちが神奈川県に住んで学業生活を送っております。

それ以外に、私立に行っている子どもたちがおり、また乳児、幼児、そのお母さんがいるとい

うことであり、子どもとお母さんが避難しているというのが特徴であります。学業の継続を心配する子どもたちを抱えた親、そして年齢が低いほど被ばく線量の影響が大であるという不安を背景に、乳幼児を抱えて避難してきたお母さんたちということでもあります。現在でも原子力発電所そのものが放射能汚染の発生源となっています。まだ収束の目途も立っていません。第4号機も心配であります。この福島の高圧事故の組織的、技術的な問題点と教訓を明らかにし、日本全国で対応を取ることがとても大事だというふうに思います。

何よりもその高圧事故の知見を踏まえることなくして、国民が納得できる対策はとれないのではないかということでもあり、視点としては、国民の命と国民の暮らしを守るということを大切にしてほしいと思います。そういう意味で、3点記述しておりますが、何よりも事故の全容解明もできていない状態、そしてその全容解明し、そして技術的問題点、教訓を明らかにし、その対策を取ることがまず重要ではないかと。それなくして原発の再稼働を前提にした申請は認められない。というふうに思います。

2つ目は、総括原価方式についてはたくさんの方があろうかと思います。妥当性が検証できない不透明さを持っており、また消費者が理解でき、納得できる制度になるように早急に改革を求めるとことをお願いしたいと思います。以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

これで、口頭によるプレゼンテーションは全部終わりました。本日出席してはいただけませんが、別途意見書を提出していただきました消費者団体もごございますので、事務局からご紹介をいただきたいと思います。

○片岡電力市場整備課長

資料の19ページ、20ページ以降でございます。19ページは生活協同組合パルシステム東京理事長吉森弘子様からいただいております。今回の電気料金の値上げについて、原子力発電所の稼働による発電を入れての計画や経営効率化の対策が納得できないので値上げに反対します。その理由としまして、3つ。1つは、今回3年間の原価算定期間においては柏崎刈羽原子力発電所が25年4月から再稼働が仮定されていますけれども、福島の高圧事故は収束していない中で、再稼働を盛り込んだ値上げには反対しますという理由です。2つ目には、電気料金審査の概要の中身ですけれども、人件費につきまして、破たんした企業のレベルとしての削減額ではありません。せめて全産業平均レベルまで落とすべきではないでしょうか。ということでございます。3番目に、経営効率化への取組ということで、競争入札の比率を50%にした場合に、100%にした場合の節約効果を算定の上で再度検討していただきたい。民間企業でない以上、もっと大胆に取り組むべ

きですというご意見をいただいております。

それから、山梨県消費者団体連絡協議会事務局長斉藤いずみ様より意見をいただいています。東京電力が今回申請した約款の変更について、経済産業大臣が認可しないことを求めます。先日の公聴会で消費者の声を聞く機会を再検討すべきという意見を述べました。その後、国民の声の追加募集、本委員会の消費者団体からの意見聴取と意見が反映されたことは評価できることです。このような貴重な機会が設定されたのですから、参加したいと思いましたが、都合がつきません。ということで文章をいただいております。

最初のパラグラフですけれども、お願いの文章があって、火力発電の燃料費が理由となっているけれども、各電力会社も同じはずです。その中で東京電力が値上げをすることはなぜでしょうか。LNG等の国際取引で低廉化についての十分な取組がなされていないということについての実態を明らかにすべきです。

それから、下のほうですけれども、過大な役員報酬、管理職の人件費、広告、寄付金等々、納得できない経費があります。このような考え方を当局が容認していることも問題です。総括原価方式による価格設定は納得できる制度になるよう、早急に制度改革を行っていただきたいということでございます。

次のページですけれども、福島原発の事故は人災でございますので、事故によるコスト増は東京電力と原発関連企業が担うべき、値上げという形で利用者に一方的に押し付けることは不当ですというご意見。下のほうで、徹底した効率化ということがありますけれども、例えば社員の給与の一時削減、削減しても全産業の平均より上回っています、というご指摘でございます。それから、その次の大きなパラグラフです。東京電力は再稼働を見込めないにもかかわらず、他者からの原発の電力を買う購入電力量、毎年1,002億円ずつ払うことがわかりましたということ。規制部門と自由化部門についての利用者にその実態を明らかにすべきということで、一番最後ですけれども、自由化部門でも新電力を促進する政策をもっと進めるべきですというご意見でございます。最後のページですけれども、仮に新料金体系に移行する場合の情報提供がきちんとなされるべき。利用者のニーズ、省エネの意識に適合するような料金体系が必要です。国は値上げについて厳正な審査を行っていただきたい。国は利用者、消費者に十分な情報を提供し、発言の機会を確保していただきたい。柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を含む総合的特別計画そのものに賛成できない。よって、総合計画の認定を撤回することを求めます。

以上のようなご意見をいただいております。以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。口頭及び書面を通じまして、非常に数多くの重要な論点を指

摘していただきました。時間の制約もございますので、すべての論点について網羅的にお答えをいただくわけにはまいりませんので、当委員会の所掌事務の範囲内で、しかしこれまで当委員会で行ってまいりました議論との重複を恐れずに主要な論点につきまして、私から当局、あるいは東京電力さんに問題をサマライズいたしまして、1問1答の形で、いただける点についてはお答えをいただきたいと思えます。

まず第一に、なぜ総括原価方式で料金が決まるのかという点でございます。この点につきましては、これは国の法律がそう決めているのであって、一般的事業者が決めていることではございませんので、当局からご説明をいただくのがふさわしいと存じます。

○片岡電力市場整備課長

電気事業法でございますけれども、電気料金の認可に当たりまして、法律第19条の第1項に規定がございますけれども、能率的な経営のもとにおける適正な原価に訂正な利潤を加えたものであることということが規定されてございます。この総括原価方式は随分昔からやられておりました、特に自由化移行、今回ご指摘がありましたけれども、一部そういう意味では総括原価方式が緩められたと言いますか、見直されています具体的には値下げの場合には、その原価を確認しない。値上げの届出は構わなくて、届出の場合にはその原価を確認しない。この背景は自由化が当時起こりましたので、電気事業全体の費用が競争の結果、自由化問題の競争が起これば若干下がっていくであろうと。全体の費用ですから、その費用が規制部門にも当然均てんされていくだろうと。その際にいちいち競争の中で認可していますと、逆に値上げをしないインセンティブと言いますか、全部予算を使い果たそうというインセンティブもあり得るかもしれないということで、事業者の自主性を高めるということで、これは法律改正ですので、当然国会を通した上でこういう制度になってございます。

他方で、ご指摘いただきましたように、その結果としまして、料金を設定したときに比べまして、事後的に規制部門と自由化部門の利益が異なってくるということがわかったわけでございます、これについて何もしなくてもいいのかということは大きな論点だと思います。今回、3月の有識者の会議の報告でも、その事後評価を強めるべきである。つまり1割、9割とかということ、これは初めて今回世の中にはわかったわけですが、毎年国は届出を受けていますので当然把握をしていたわけですが、それをもっと公開度を高める、従来は自由化部門が赤字の場合のみ公表していたんですが、それを毎回、毎回、毎年公開する、毎年どういう利益の結果になっているかわかってくるということで、その歪みとかは是正を促すようなことにできないか。さらには原価算定期間終了後、これまでは原価算定期間が終わっても、特段の対応はしなかったわけですが、終了後にまさに原価と実績が異なっているのであれば、その上で場合

によっては、認可申請命令が法律上出せますので、これもハードルが高いのではないかとのご指摘がありますので、また検討したいと思うんですが、それを発動すればもう一回料金がリセットされまして、そうしますと利益の歪みがなくなりますので、そういうことを行っていくべきでないかという提言をいただいております。

それに加えて、電力システム改革の議論が行われております。これは八田先生、松村先生、安念先生に入っただいておりますけれども、専門委員会で議論していきまして、概ね委員の間の方向性としましては、規制部門におきましても自由化の方向で、つまり過程も含めて選択肢を持つべきである。その際には自由化する以上、総括原価方式による料金は撤廃すべきであるという方向で議論が概ね委員会ではそういう議論になっております。最終の結論はまだ出ないので、これからですけれども、そういう状況になっていきまして、他方で規制なき独占と言いますか、自由にしたものの競争がないと結局選ばないわけですので、その選べるための手段、送配電の中立化、発送電分離という言葉がどこかに出てきますけれども、そういうことも含めて今検討しているところでございます。

○安念委員長

それでは、総括原価方式について、引き続き東京電力さんに伺いますが、かつて値上げは事業者の権利であり義務であるというご発言がありまして、大いに物議をかもしまして、率直に申しまして、私はローヤーとしてはあの発言は別に間違っていないと思います。間違っていないと思うんですが、社内的にはどのようにお考えなのかというご質問がありましたので、もしお答えいただければお答えください。

○内藤東京電力株式会社副社長

今日からこういう場に出させていただくことになりました東京電力の副社長の内藤でございます。昨日の総会で、副社長に就任することになりました。ぜひよろしくお願ひいたします。

また、昨年原子力発電所の事故によりまして、福島県並びに広く社会の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを改めてお詫び申し上げます。さらに今回、事業継続のためとは言え、電気料金の値上げをお願いせざるを得なくなった。このことに関しまして深くお詫びを申し上げます。新体制のもとしっかり総合特別事業計画に折り込まれました合理化策を着実に進めてまいりまして、この中で情報も開示しながら、皆様にご理解をいただきつつ、料金値上げをさせていただければと思っております。ぜひよろしくお願ひいたします。

今、権利、義務のお話でございますけれども、やはりどういう経過でこの言葉が出たかというのは、ちょっと私は詳しく承知しておりませんが、今回の値上げにつきましてはかなり大幅な値上げでもあり、私どもとしてはとにかく皆様にご理解をいただき、そのご理解の上で値上

げをしていくというところが基本でございます。権利、義務ということではなくて、とにかくお願いをしてまいるという所存でございますので、よろしく願いいたします。

○安念委員長

人件費について多くの方からご指摘をいただきましたので改めて伺います。先ほど、消費者庁さんからもご指摘がありましたが、具体的な数字として基本的に30%の削減、役員の報酬については60%削減すべきではないかというご指摘がございました。それから、法定福利厚生費については50%が普通の企業であって、60%の会社負担は筋違いなのではないかというご指摘もありましたが、この点については、どのようなご見解でいらっしゃいますか。別に副社長からご答弁いただく必要はございません。

○東京電力株式会社説明補助者

では、私のほうからお答えいたします。まず人件費に関して、大変厳しいご意見をいただいているということにつきましては、私どももこれは料金の改定をお願いする立場といたしまして、大変重く受け止めていることを申し上げたいと思います。その上でなんです、まず姿勢について申し上げたいと思うんですが、今の状況下で私どもとしては精一杯人件費も合理化をしたいということで取組まして、1兆2,758億円というのが全体でございます。これを10年間で達成するという目標を掲げておりまして、これをとにかく一生懸命やって、これが電気料金の改定等に少しでも資するようになりたいというのが私どもの基本の考え方でございます。

その上でご指摘いただいているレベルの話でございますけれども、まず給与のほうでございます。今回、私どものほうで申請しておりますのが556万円というレベルでございますが、これにつきましては、基本は年収の2割カット、管理職の25%カットを前提に、556万というのを出しております。これについては私どもも昨年4月に年収カットを組合と協議して、苦しい中でどこまでできるのかと議論した上で始めたということもございしますが、加えてここに来るまでの間に第三者委員会等でいろいろ客観的なご意見もいただいた上で、このレベルでということになったわけでございます。さらに言えば、有識者会議の指標にあります公益事業でほかでどうだ、あるいは地域補正をした場合どうかといった数字がございまして、それとの比較ということになれば、前回のこの委員会でお示ししてございますけれども、正社員だけで比べるとすれば関東地域ですと592万円という数字がございまして、あるいは、産業統計上はこれは正社員ではない方も含まれているということもございまして、これを関東地域で補正しますと、577万円という数字がございまして、これとの比較でこれは精一杯削減をさせていただいていると私どもとしては考えております。

ちなみに、私ども破たん企業といったお話もありますが、なんとしてもこういう状況下でやら

なければいけない原子力の安定化、それから損害賠償をとにかく最後まで貫徹しなければいけないという仕事がございます。そのために損害賠償を例にとりますと、社員ですと3,600人、これに委託を加えますと1万人以上の人員を傾注いたしまして、とにかくこれを貫徹しなければいけないということで取り組んでおります。加えて安定供給の現場は品質をとにかく維持しながら出している、再配置をして損害賠償に出している元の職場で頑張っているわけでございまして、彼らのモチベーションをとにかく維持して貫徹していくということで、そういうこととのコストカットとのバランスを考えますと、この556万というのが精一杯のレベルだというふうに考えております。

それから、厚生費につきましても、ご意見をいただきましてありがとうございます。これもこちらのこの委員会の場で、一般的な健康保険組合の企業側の負担率というのを outsizing させていただいております。大体バンドとしては56から61の間というふうなことになっておりまして、私どもここも削減するというので、会社側の負担を削減していつて、今回、申請ですと60%といったレベルまで落としているわけでございまして、これも年収の比較と同様に有識者会議の皆様からのご指示をいただいた中での精一杯な削減だと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○安念委員長

一通り私から伺ってまいります。燃料費の調達についてもっと節約ができるんじゃないかというご指摘も何人の方からいただいておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○東京電力株式会社説明補助者

今現在、私どものほうで石油、LNG、石炭、3つの化石燃料を買っております。そもそもこの燃料の調達と言いますか……。

○安念委員長

そもそもは結構です。要するに、何と言ったって、液化天然ガスが最大の問題ですのでこれはもっと何とか押さえられないのかと。つまり東京電力さんのように非常にボリュームでお買いになって、かつ長期契約をしているんだから、普通は安くなるはずだろうと。何でそんなに供給者、売り手から足元を見られるんだという、その1点です。

○東京電力株式会社説明補助者

2009年からこの2年ほど、価格の値決め交渉の結果でございまして、2000年代後半は非常に売り手市場だったときに契約を結んでいたもの、これは弊社の場合多少多くなっております。相対的に委員長からお話がありましたように、今の瞬間的な価格という面では高い部分があるんですが、今、私どもがやっているのは、例えば1つ言えるのは、北米のシェールガス、これは2015

年以降、相当量がアジア向け、日本を含めて入ってくるのが予想されていますので、これは今現状、私どものほうで6社から7社ほどの提案をもらい、お互いに具体的に北米のシェールガスを導入する方向で今検討しています。これが圧倒的にLNG、当社の主な燃料の削減ということで、これは効果があるということで考えております。

それから、石炭、LNG、相対的に石油に比べると非常に安いので、これはもう最大限可能な範囲でフルに回すということ、これは実際の運用上、タンクのオペレーション等々、そういったものを工夫しながら燃料費は極力下げるといふ、この2つを主に取り組んでいるところでございます。

○安念委員長

購入電力料でございますが、これは何度もご指摘をいただいております。何も買わないのに1,000億とは何だと。そういう話でございますし、それから、どうしてその程度の契約が公開できないのかというご指摘もいただいております。

○東京電力株式会社説明補助者

この点につきましてお答えいたします。例えば、他者さんからの購入という意味では、日本原子力発電所の東海第二発電所というのがございます。これにつきましては、昭和40年代にこの建設を決める際に、私どものほうから運転開始、あるいは時期、出力、どういったものにしていただきたい。どういった仕様でつくっていただきたい。むしろ私ども発注者として、建設をお願いし、それに応じて原電さんのほうでつくっていただいたということで、これは最初からそういう前提で私どもが生涯受電するという前提で建設をお願いしたという経緯でございます。現在、こういう状況の中で、向こう3年間停止という状況ではありますけれども、この間も再開に向けて取り組んでいただいている。それに伴います維持管理費、あるいは安全対策、こういった費用を私どもがお支払いする義務があると私どもとしては考えております。その契約の内容につきましては、契約書そのものがこういった場で開示というのはなかなか難しいので、契約書に書かれている内容につきましては、これまでのこの委員会におきましても、内容につきましてどういう取り決めになっているかというところをご説明させていただいたというつもりでございます。以上でございます。

○安念委員長

ローヤーの感覚からすると、契約の内容を説明するのと契約書を公表するのは同じなんですけどね。まあ、いいでしょう。それはまた議論いたしましょう。

次に、原発関連のということつまり福島第一の5号炉と6号炉、それから福島第二ですが、これについての減価償却費を原価から外すべきだというご指摘を何人もの方からいただいております。

ます。この点についても何度も何度も議論しておりまして、かつ当委員会でもなかなか結論が出ずに困っているところがございますが、東京電力さんの現段階でのご見解をもう一度かいつまんでご説明をいただきたいと存じます。

○東京電力株式会社説明補助者

福島第一の5、6と福島第二の原価の扱いにつきましては、実際に今回の申請におきましては、ご案内のとおりかもしれません、まずレートベース、こちらにつきましては、私ども、向こう10年間の計画の中で、いつ再開するという見通しを立てられずに未定という形で計画上織り込んでございますので、したがってそれを踏まえて、レートベースにつきましては控除させていただいているというところがございます。しかし、実際、例えば1つは法的にも原子力災害特別措置法、それから原子炉の炉規制法といった法律上の義務に基づきまして、この安全確保にそれを確保するための改良工事等に鋭意取り組んでおります。

それから、会計面でもこれらにつきましては、福島第一の1から4号機は特別損失ということで既に損失計上しておりますけれども、残りの5、6、それから第二につきましては、営業費用として減価償却費を計上させていただいているという実態でございます。こういった点も含めて、未定ではございますけれども、そういった法律面等の背景も含めて、事業として私どもしっかりと取り組んでいくという実態でございますので、なにとぞ原価のお認めをいただきたいと思っております。

○安念委員長

そういう話ではありません。キャッシュフローを生んでいないのに、どうして減価償却費、つまり資産として認めるんだという、そういうお話です。減価償却というのは、取得価額を一遍に計上するのではなくて、年度割りするわけです。何で年度割りするかと言うと、資産がキャッシュフローというか、収益を生む、収益と費用を照合させるためにあえて人工的な減価償却費という考え方をするわけじゃないですか、少なくとも企業会計的には。今は、東京電力さんの責任がどうであるかはともかくとして、5、6と2Fについてはキャッシュフローを生んでないことはこれは確かです。とにかく電気をつくってないんだから。ならば資産としてキャッシュフローを生んでいないものについて、どうして減価償却するんですかというのは、これは極めて素朴な疑問として当然あるんじゃないでしょうか。

○東京電力株式会社説明補助者

私どもとしては、1Fの1から4号機と違いまして、残りの5・6号機並びに第二につきましては、まだ将来の方向性として廃止ということを決めたわけではございませんので、何かそこは1から4号機とは位置づけが違うのではないかと考えているところがございます。

○安念委員長

将来の見込みありと、まだ判断しておられるという理解でよろしいですね。それが正しいかどうかを私は議論しているのではありません。そうでないと減価償却の根拠にはならないから論理的にそうだろうということを申し上げているわけです。

○東京電力株式会社説明補助者

廃止を決めていないというところでございます。

○安念委員長

ありがとうございます。

ほかにもいろいろまだありました。

安定化費用と賠償対応費用ですが、特に安定化費用のほうは、どうせ事故の後始末だろうと、普通事故を起こして、コンペティブな市場なら事故の費用を消費者に付け回しはどうせできないはずなのに、何でここは費用としてできるんですかというご質問とそれから賠償対応費用については、そもそも機能してないのではないかという、そういうご指摘もございました。この点についてどなたかご説明をいただけますか。

○内藤東京電力株式会社副社長

それでは、私のほうから、賠償に関しましては、なかなか進んでいないというお話があったんですけれども、昨年の秋口あたりはそういう状況もございましたけれども、今現在ではご請求をいただいてから、1カ月強ぐらいでお支払いができています状況でございます。これから大物の財物、つまり不動産、それから除染といった賠償が入ってまいります。そのためにはやはり今の陣容を当面続けさせていただく。これがひと段落いたしますと、大分要員のほうも削減できていると思っております。これに関しましては、ぜひご理解をいただければと思っております。

それから、安定化の費用でございますけれども、これは福島第一で行っております例えばですけれども、作業員が着用するタイベック、防護マスク、こういったもの経常的な費用については何とか福島第一を安定化させていくための費用ではありますけれども、認めていただければ思っている次第でございます。

○安念委員長

スマートメーターについてもご質問がございました。スマートメーターについては、東電スペックではあるまいかと。つまり競争的な環境のもとで安く調達できるような方法になっているであろうというご質問が1つ。それから、プライバシーの侵害等の心配もあるのではないかとというご質問も1つ。この2点についてお答えいただけますでしょうか。

○東京電力株式会社説明補助者

まず、標準化でございますけれども、こちらにつきましては原子力損害賠償支援機構さん、また資源エネルギー庁さんと一緒に標準化に取り組みまして、広くさまざまな海外を含めましたご意見をちょうだいするという中で、一番よりよいものを進めるということで、外部のご意見を聞きながら進めているところでございます。

2点目でございますけれども……。

○安念委員長

プライバシーの侵害等の心配はあるのですか。

○東京電力株式会社説明補助者

こちらにつきましても、同様に我々が今考えておりますスペックにつきましては公開をいたしまして、プライバシーが阻害されないような形での最終的なスペック仕様を決めてまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○安念委員長

柏崎刈羽原子力発電所ですが、これが立ち上がることが前提になっている計画及び値上げ申請ではないか。そんなことがどうして言えるんだという、そういうご質問もございました。

○内藤東京電力株式会社副社長

これに関しましては、この場でも何度かお話があったかもしれないんですけども、総合特別事業計画を原子力損害賠償支援機構と共につくる中で、ある一定の条件を置かざるを得ない。そんな中で、定検から1年半遅れの折り込みをしたということであって、再開について折り込み、それを料金に折り込んだということではございません。ですから、私どもまずは柏崎刈羽、地元の県、市町村にしっかりご安心をいただける内容かどうかご説明をし、ご了解を得たいと思っております。これに今はまずは全力を尽くしていくということでございます。

○安念委員長

新料金プランについてもご質問がございました。要するに、平たく言えばほとんどアプライがなかったのに、何を寝ぼけたことを考えていたんだということです。大体、あれは誰がどう利用すると想定していたんだという、そういうご質問でございました。どなたか。

○東京電力株式会社説明補助者

今回、現状のこういう需給状況等を踏まえまして、できるだけ節電の工夫をいただいたお客様にはそれが報われるような制度上の工夫というようなことを今回の料金の設定においては検討いたしました。1つは、大半のお客様が使われております従量電灯、供給約款上のメニューでございますが、こちらのほうではご案内のとおり3段階料金をとっております、1段階目は安く、2段階目が平均的で、3段階目が高くという料金でございまして、こちらのほうの今回の上げ幅を1段

目は小さく、3段目は幅を大きくということで、できるだけ多く使っている部分を節電していただければ、それだけ料金の節減にも資するということを入れさせていただきました。

一方、特に夏場のピークの抑制ということを目的に時間帯別の料金設定というものを工夫してみようということで、夏場のピーク、1時から3時の料金を特に高く設定しまして、残りの時間の昼間と夜を相対的に安くするというメリハリをつけた料金の設定を行いました。これにつきましては、比較的平均的などと言いますか、お客様には3段料金のほうを使っただいて工夫していただく。使用量の多いお客様は3段料金の適用がもともと大きいものですから、これを少し緩和していただくということで、相対的に規模、使用量の大きいお客様が比較的メリットが出るようなものとして、今回、ピーク取得プランというのを設定させていただいたということでございます。

○安念委員長

お辛い立場であることはわかるんだけど、要するにこういうことですよ。あんたたちは真夜中の2時や3時にだけガンガン冷房をかけまくるといった人間がいると思っていたのか、ということですよ。

○東京電力株式会社説明補助者

いや、決してそういうことではございませんで、従来のメニューは比較的夜間に機器をもってエコキュート等の夜間に蓄熱していただくような機器を持っただくお客様向けに私ども電化上手と言っておりますけれども、こういうメニューを用意しておりましたけれども、今回はそういった機器を持たないお客様においてもその使い方のご工夫によってメリットが出るような仕組みということでございまして、これはやり方はいろいろおっしゃるような面があるかもしれませんが、タイマーを使って、炊飯、食器洗い、そういったことをやっていただくということを少しずつ積み重ねることによって、メリットが出るという工夫の世界で対応いただくようなメニューということでございます。

○安念委員長

例の利益の9：1問題、これについて改めて東電さんからご説明してください。

○東京電力株式会社説明補助者

9：1につきましては、もともとの料金の設定に当たりましては、規制と自由に配分する細かな算定ルールがございまして、これに則って私どももきちんと配分手法をルールに則って配分して料金のほうを設定してございます。しかしながら、その料金を設定した後の実績としましては、いろいろな事情によって、料金を設定したときの前提と乖離が生じることがございます。特に当社の場合、その差が大きいということのご指摘でございますが、これについては近年の事例で申

しますと、特に柏崎刈羽原子力が全号機停止したというのが平成19年にございました。このときは原子炉が停止した分を火力で補うということでございまして、先ほど燃料費調整でカバーできているのではないかというお話がございましたが、現在の燃料費調整制度はあくまでも価格の部分を調整するものでございまして、前提となっております燃料の数量、これは料金を算定したときの前提をそのままにして、価格の変動だけを調整するという制度でございまして、したがって料金の前提と大きく異なるような原子力の停止といったことが発生しますと、その分、火力発電所で補った分、この数量については燃料費調整ではカバーし切れないという事情がござい

ます。

したがって、そういった燃料費の増の影響がどうしても、自由と規制ということでは電力量に応じて燃料費の増加が発生しますので、自由のほうに大きくマイナスの影響が生じたということで結果として、利益の乖離が生じたということでございます。この辺につきましては、ホームページのほうにもわかりやすくデータ等を揃えまして掲示させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

○安念委員長

仮に値上げの申請を認可したとしても、その後消費者の視点を活かしながら不断に見直し、監視をするであろうな、というこれは当局に対するご質問と考えましょう。

○片岡電力市場整備課長

先ほどのとおりでありまして、料金設定をしたときには原価の配分を確認しますので、その固定費の割合、使っている設備の割合に応じた事業報酬、これは利益そのものかと言われると、ちょっとどうかとありますけれども、事業報酬も配分されます。それが毎年、毎年変わってきます。それについてどういう要因で変わったのか、その要因が構造的なものか、あるいはそれが著しいものかどうか、これは毎年きちんとチェックをしたいと考えています。当然認可したら終わりではなくて、認可した後も想定したものと異なるものが出てくれば、必要に応じてもう一回料金の申請を求めるといことも法律上は用意されていますので、それについては不断に見ていきたいと思っております。

○安念委員長

委員の方々から、すみません、2時間もただ座っていただいているだけで申し訳ございませんでした。何かコメント、ご発言等がありましたらどうぞ。

○八田委員

今日ご指摘になったことや、我々自身議論したことも含めて、申請どおりではなくていろいろ項目で原価算入額のカットをするところはかなりあると思います。

しかし、カットは法律に則ってやるべきことで、例外を勝手につくるべきではないと思います。そんなことをしたら危なくてしょうがありません。総括原価主義は人気がないけれども、もしこの規制をしなかったら、地域独占なんですから。とんでもない料金になり得えます。したがって、そのような事態になることを防ぐために、料金をきちんと抑制する手段として、この規制をしているわけです。資本の調達費用を含めた原価以上の料金にしては駄目ですよという趣旨で押さえているわけです。

このルールに対していろいろ例外をつくると、今度は、逆の方向に例外を作る動きが出てきたときに反論できる理由がなくなってしまいます。例えば、政権が変わればそういうことをするかもしれない。だから、ルールはルールとして守った方がいい。その範囲内でも、様々に下げる余地があると思います。

余計なことなのかもしれないけれども、ついでに言えば、例えば今は、賠償金は料金に乗せてないわけですけど、将来乗せられるかもしれないじゃないですか。そういうものは乗せるべきではないとお考えになるならば、料金委員会以外に対して、例えば国会議員やメディアに対して言わなければいけない。そこでまたうっかりしてそういうルールができちゃった後で、料金委員会でもって、これは駄目だと言ったって、それはもう後の祭りです。

当委員会ではできるだけことはやるべきだけれども、ルールを曲げるわけにはいかないと思います。ルールは別の適切な場所です。

○松村委員

第1回のときも全く同じことを言ったのですが繰り返します。今回いろいろご意見をいただいた中で、この委員会だけでなく、経済産業の他の部局も聞くべき多くの有益な提言をいただいたと思っています。総括原価に問題があることは多くの人が実感している。ただ、この委員会ではルールをどう変えるべきかではなく、現行のルールに基づいて料金が適正かどうかということを査定する委員会であるので、現行の制度、総括原価で料金を決めるという発想自体がいいかどうかを議論するのは極めて難しい。しかしその問題を無視してはいけないのは明らかなことであって、経済産業省全体として、縦割ではなく、ちゃんとそのような提言を受け止めて、できるだけ早く改善していく必要がある。今は総括原価のことだけ申し上げましたが、他の点についても同様です。

スマートメーターに関する懸念も伺いましたが、これも全く同じだと思います。プライバシーの侵害にならないよう、きちんとルールを決め、そのような懸念を払拭するような制度設計を行う必要がある。そのような懸念を持っている人がまだいるということをきちんと認識した上で、わかっただけで、安心していただくための努力をしなければならない。経産省の他の部局にと

ってもいろいろ有益なコメントをいただいたと思っています。

ただ、この委員会では残念ながら先ほど申し上げたとおり、既に申請されたものに対して勝手にルールを決めて、後出しジャンケンのように適用することはできないので、この点については限界があることをご理解ください。

先ほどの消費者庁のご意見で、私は1点、非常に懸念しているところがあります。消費者庁の方針に対して私が何か言うというのは越権行為だと思うのですが、懸念しているのは30%という数字が出てきた点です。私はこの発想は極めて危険だと思います。30%というのは震災前の給与水準があって、そこから30%以上下がっているかどうかと考えると、震災前の水準がものすごく高かったとすれば、30%削減されてもそこそこの賃金水準になるわけだし、震災前の段階からかなり抑制的に賃金を決めていたとすれば、そこから30%というところ相当下がることになります。

正確な値は知りませんが、震災前の東京電力の給与水準は必ずしも他の電力会社に比べて突出して高かったわけではなく、むしろ他の電力会社の中には東京電力よりも高いところすらあったのではないかと思います。そうすると何パーセント削減すべきという発想に立つと、もともと抑制していなかったところが得をしてしまう構造になります。しかしこれはおかしいのではないかと。やはり30%削減ではなく、絶対水準で一定の参照に比べてこうなっていないとおかしいという形でないはずだと思います。

例えば、福利厚生費に関して、60はおかしい、50だという議論をすると、これは絶対値の話をしているので、もともと70だったところも60だったところも50に下げるべきだということなら仕上がりは同じ水準になる。だから、もともと事前に非常に高くしていたほうが得だという構造はない。ところが、そこを10%削除すべきだという言い方をしてしまうと、もともと高かったところが得をしてしまうということになり、長期的に問題がある。やはり私は30%削減という発想には抵抗があります。これは明らかに越権行為だと思いますので、もうこれでやめます。

以上です。

○安念委員長

堂々と越権をなさいましたな。

山内先生、何か。

○山内委員

私もお二方が言われたことと同じ感想を持っておりまして、やはりルールを変えるところまでではできないので、ルールの中でやるしかないと思います。ただ、少し勉強した身から言うと、今のルールの中でできる限りのことをするというようなことで今日、伺った意見をできる限り、私なりに咀嚼して反映させていきたいと思っています。ありがとうございました。

○安念委員長

ありがとうございました。

消費者団体の皆様にはもっとご発言になりたいこと、ご質問になりたいことが多々あるかとは思いますが、当委員会の所掌事務の範囲もあり、時間の関係もありということで、今日の討論はこれくらいにさせていただきたいと思えます。

矢野さん、どうぞ。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

直接この委員会で論議をしている部分に関して、今日、貴重なご意見をたくさんの消費者団体の方からいただきましたが、先ほどの東京電力さんからの説明の中で、十分にご説明になっていないところを2点ほど確認させていただきたいと思えます。

1つ目は、先ほどの減価償却とレートベースのことです。レートベースの説明のときに、10年見通しがわからないから入れてないとおっしゃいました。次の減価償却に関しては、廃止を決めてないから入れているとおっしゃいました。このあたりをもう一度改めて説明をさせていただきたいと思えますし、この委員会ではレートベースと減価償却はセットであるという認識は、全委員が一致されていたと思えます。そのことに関連して、東京電力さんの先ほどの説明には少し納得がいていませんので、確認をしたいと思えます。

もう1点、シフトプランについては、選択約款で既にその中身が原価に入っていますので、消費者団体からいただいた意見の中に、新しいシフトプランは60%の契約がないとメリットがない。まさに選択約款の理念に関係するところですが、このことについてはどう考えていらっしゃるのかお答えをさせていただきたいと思えます。以上です。

○東京電力株式会社説明補助者

まず1点目の福島第一原子力の5、6号機及び第二原子力の件でございます。皆様からご指摘いただいておりますように、減価償却費とそれからレートベースの扱いがセットであるべきであるというご意見には私どもも基本的にはそのとおりと考えてございます。そこをあえてレートベースから控除した理由でございます。先ほど10年間の扱いが未定であるというところでございますけれども、かねて手前どもの高津も申しておりましたように、その点に加えまして、かつ事業報酬それ自体が手前ども電力会社のいわば利益であるといったようなご理解が比較的一般的であるということを私どもとしてあえて勘案させていただいたということと、もう1点は、私どもなりにレートベース相当、いわば事業報酬でございますけれども、その部分のコストカットを遡及させていただく意味であえてそのような扱いをさせていただいたということでございます。以上でございます。

○安念委員長

ピークシフト料金について。

○東京電力株式会社説明補助者

これにつきましては、先ほどちょっと申しましたとおり、料金の体系が若干違っておりました、通常の従量電灯のお客様はご案内のとおり、アンペアごとに基本料金を設定させていただいていますが、こちらのピークシフトプランのほうは、ある程度の段階別と言いますか、60アンペアまでは1,200円ということで、定額の基本料金を設定させていただいているということで、お客様、企業、使い方によって、その差がございます。

そういう意味では、ある程度まとまった規模の量をシフトしていただくという効果を期待して料金を設定しているということでございます。

○安念委員長

今の点については特に重要ですので、もう一度確認をさせていただきますが、レートベースと減価償却はセットであるのが原則であると東京電力さんも思っている。次にレートベースにお含めにならなかったのは含めるべきでない、法令の適用上含めることができないとお考えになったからではなくて、含めることはできるんだが、自主的に含めることをおやめになったのだと、こういう整理でよろしゅうございますね。わかりました。ありがとうございます。

各団体の皆さん、お忙しい中、ありがとうございます。今日いただきました貴重なご知見につきましては、当委員会でも今後の議論の中で最大限に活かしてまいりたいと思います。それから、いつもながらオブザーバーの方々、今日は阿南さんはどうされたんでしょうか、長谷川さんは今日は初めてご発言をいただきました。いつも借りてきた猫みたいにしていらっしゃるから気の毒だなと思っていたんですけども、どうもありがとうございます。委員の皆様、東電の各位にもどうも本当にありがとうございました。

ご案内のとおり、各委員においてペアを組んでいただきまして、精力的に個別分野の査定方針の検討作業を行っていただいておりますが、本日の消費者団体の方々とのディスカッションの内容につきましても検討作業に反映させていただきたいと思っておりますことは、今申し上げたとおりでございます。

今回は、前回申し上げたとおり、各委員に査定方針につき叩き台を持ち寄っていただくことになっておりますが、それをもとに委員会ですらに議論を行いたいと思います。日程について事務局よりご連絡をいただきます。

4. 閉会

○片岡電力市場整備課長

次回、第9回となりますけれども、7月2日月曜日、14時半から開催させていただきます。詳細につきましては、おって経産省のホームページでご案内いたします。

○安念委員長

では、どうも長時間にわたってありがとうございました。

今日は、これでおしまいでございます。

——了——